

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第3号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2項」を「第2号」に改める。

第7条第1項中「第8号」を「第7号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 特定法人の役職員のうち町長の定める者

第14条第1項第1号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同項第2号中「100分の88」を「6月に支給する場合には100分の88、12月に支給する場合には100分の98」に改め、同項第3号中「100分の85」を「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第4号中「100分の85未満」を「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の42以上」を「6月に支給する場合には100分の42以上、12月に支給する場合には100分の47以上」に改め、同項第2号中「100分の40」を「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改め、同項第3号中「100分の40未満」を「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」に改める。

第2条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の88、12月に支給する場合には100分の98」を「100分の93」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」を「100分の90未満」に改める。

第14条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の42以上、12月に支給する場合には100分の47以上」を「100分の44.5以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」を「100分の42.5未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。